

指定居宅介護支援事業者
指定介護予防支援事業者 各位
指定小規模多機能型居宅介護事業者
指定看護小規模多機能型居宅介護事業者

沖縄市介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更の伴う運営基準等に関する臨時的な取り扱いについて

本市における新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的取り扱いについては、厚生労働省より既出の「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の 臨時的な取扱いについて」等をもとに、令和 2 年 2 月 28 日付事務連絡及び令和 2 年 4 月 20 日付事務連絡にて通知しているところですが、今回、新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）上の位置づけの変更に伴い、改めて厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 5 月 1 日付事務連絡 下記厚生労働省ホームページ参照）が発出されたことに伴い、本市の取り扱いを以下の通り変更します。

なお、この取扱いは現時点のものであり、今後の動向により変更する可能性があります。

記

- （１）令和 5 年 5 月 8 日以降、令和 2 年 2 月 28 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取り扱いについて」及び令和 2 年 4 月 20 日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の運営基準等の臨時的な取り扱いについて（第 2 報）」の取り扱いを終了し、厚生労働省発出通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 5 月 1 日付事務連絡）のとおり取り扱うものとする。

- （２）今後とも、厚生労働省から随時発出される通知に準じて対応する。

以上

※参考

厚生労働省ホームページ

介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

6. 介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項

お問い合わせ等 沖縄市役所 健康福祉部 介護保険課 管理係 連絡先 098-939-1212 (内線 3098・3168)
